

(案)

放射能対策事業

事業名		事業内容	担当部
第2次除染事業	1	小・中学校校庭表土入替事業 ・第1次除染対策として1.0 μ sv/h以上の施設について除染を行った。この結果を参考に、除染後の箒根中学校の空間放射線量0.37 μ sv/h(9/15現在)を基準とし、これを超える施設の表土入れ替えを行う。	教育部
	2	小・中学校ミニスポット除染事業 ・小・中学校全校(35校)の敷地内において、局所的に放射線量が高い箇所の除染を行う。(児童クラブについても配慮する。)	教育部
	3	保育施設等園庭表土入替事業 ・小中学校校庭表土入替事業に準じる。 ・私立保育園等は、自園で工事を実施し、市がその経費について助成をする。	保健福祉部
	4	保育施設等ミニスポット除染事業 ・全保育施設敷地内において、局所的に放射線量が高い箇所の除染を行う。 ・私立保育園等は、自園で工事を実施し、市がその経費について助成をする。	保健福祉部
新規放射能対策事業	5	放射能対策アドバイザー設置事業 ・本市における今後の放射線対策などに関して、専門的立場から助言、指導をもらうため、外部アドバイザーを依頼する。	企画部
	6	汚染土壌一時埋設事業(決定済) ・市民が自宅敷地内等のミニホットスポットから除去した汚染土壌を、敷地内に一時埋設する際に使用する土嚢袋とビニール袋(1人3袋)を配布する。放射線量測定器を借りに来た際に配布する。	生活環境部
	7	ハロープラザ駐車場放射能除染事業 ・放射線量の比較的高いハロープラザ駐車場において除染工事を行い、放射線量の軽減を図る。	教育部
	8	持込食物等放射性物質測定器導入事業 ・市民が手軽に食物等の放射性物質を測定出来るよう、本庁、両支所、出張所に1台ずつ測定器を配置する。	生活環境部
	9	那須塩原クリーンセンター焼却灰処理事業 ・基準を超える焼却灰を固化し、那須塩原一般廃棄物最終処分場へ埋め立て出来るような処理を行う。	生活環境部
	10	高圧洗浄機導入事業 ・高圧洗浄機を2台(建設部直轄分)導入し、道路施設等の除染を行う。	建設部
	11	〃 ・高圧洗浄機を15台(公民館区分)導入し、地域等における除染を行う。	教育部
	12	小中学校の放射線積算線量計導入事業 ・積算線量計を市内小中学校全35校に各1台を配備し、公表する。	教育部
	13	都市公園除染対策事業 ・空間放射線量が1 μ Sv/hを超える都市公園について、除染を行う。	建設部